

全史料協近畿部会第 170 回例会報告

2024 年（令和 6）6 月 8 日（土）
会場：滋賀県庁北新館 5-A 会議室

テーマ：「非常時」における記録保存を考える
—歴史公文書と博物館資料を中心に—

大月 英雄（滋賀県立公文書館）

令和6年（2024年）は、年始から石川県能登地方を震源とする大地震が発生し、現在も先の見えな
い復旧・復興作業が続いている。近年は東日本大震災やコロナ禍、熊本地震などの大災害・パンデミック
が頻発しており、列島各地の人びとは、突然平時とは異なる過酷な生活を強いられるようになった。
このような「非常時」の記録は、将来の対策を考えるための欠かせない資料となるが、定型的に作成さ
れるものではないこともあり、その保存の対象や方法については、それぞれの現場で考え方がまちまち
となっている。そこで今回の例会では、そのような「非常時」における記録保存のあり方について、歴
史公文書と博物館資料を手がかりに考える機会を設けた。

報告内容としては、桜井英里氏（国立公文書館）に災害時の歴史公文書の移管基準について、五月女
賢司氏（大阪国際大学、元吹田市立博物館）にコロナ禍における博物館資料の保存・活用についてお話
しいただいた。以下はその要旨である。

桜井英里「国の自然災害関連文書の移管について—「大震災」に次ぐレベルの災害を中心に—」

国立公文書館は内閣府が所管する独立行政法人である。国の行政機関は保存期間満了時の措置（移
管・廃棄）を設定した後、当館に助言を求め、その内容に沿って措置の変更等を行っている。当館の年
間数値目標は350万件だが、毎年度それ以上の行政ファイル等を確認している。これまで報告者は、こ
のような評価選別業務に長らく携わってきたが、災害関連文書の大半が廃棄とされてしまっていること
が気になっていた。

従来の移管基準において、災害関連のものが移管対象となりうるのは、「国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような」特に重要な政策事項等に該当した場合である。具体的には「東日本大震災関連」が挙げられているが、熊本地震などのそれ未満の災害は対象となっていない。そのため災害関連文書の移管を促しても、歴史公文書には該当しないとして、なかなか結果が変わらなかったのである。

そこで報告者は、災害関連法の種類と適用基準をまとめ、その適用状況をリスト化した。また、現在の移管基準に基づく移管・廃棄の設定状況を整理し、どの範囲まで移管が必要かの検討を行った。その結果、移管基準に「激甚災害指定を受けた災害に関するもの」という条項が加わり、東日本大震災未満の災害であっても、関連文書の移管が可能になったのである。とはいえ、基準はできても運用は大変である。どのような文書を現在および将来の国民のために残すべきか判断するのは難しい。業務内容を整理し、個別判断を繰り返していくほかはない。

五月女賢司「「非常時」における記録保存を考える—博物館のコロナ資料を中心に—」

今日の地域博物館は、展示観覧施設から地域住民自らが学ぶ拠点、地域文化の発信拠点へと機能が変化し、市民に支えられるかたちで活動が成り立っている。地域課題の解決の場、地域文化活動のハブとして機能し、地域や社会の文化的拠点として、博物館は役割が変化していることを視野に入れる必要がある。ミュージアムは何を目的として、どんな価値を発信すべきなのか。その際の「価値」とは、定まった固定的なものでもなく、社会における価値観創出のための問いかけでもよいだろう。価値観のぶつかり合いによって、人と人との間で軋轢や摩擦が生まれうるが、そのぶつかり合いは新たな価値観を生み出す刺激にもなる可能性がある。ミュージアムでの異なる価値観や文化との遭遇は、新たな創造の源泉となりうるのである。

以上のような問題意識から、これまで報告者はミニ展示「新型コロナと生きる社会—私たちは何を託されたのか—」（2020年度）や、ミニ巡回展「流行病と新型コロナ～100年後の人たちへ～」（2021年度）を企画してきた。新型コロナウイルスは、世界中の人びとが共通の体験をしており、大きな関心が寄せられるテーマである。「他県ナンバーですが静岡在住です」と記された乗車用の手作りステッカーや、マスク待ちの地域住民が写る写真、「自粛警察」による紙片など、人によって評価の分かれるさまざまなモノを展示してきた。これからの博物館は、その地域ならではの経験や葛藤が他者と共有できるような、資料の収集・展示をさらに追及していく必要があるのである。

例会参加記

石川 雄大（関西大学大学院博士課程前期課程 非会員）

去る2024年6月8日、滋賀県庁において近畿部会第170回例会（テーマ：「非常時」における記録保存を考える—歴史公文書と博物館資料を中心に—）が開催された。アーキビストをはじめとする実務者の方々が多く集う場ではあったが、学生として参加した身から考えや感想を述べたいと思う。

1. 桜井英里氏報告

まず、国立公文書館に勤務されている桜井英里氏の報告「国の自然災害関連文書の移管基準について—「大震災」に次ぐレベルの災害を中心に—」について述べる。本報告は、桜井氏が『記録と史料』第33号に発表された論文¹をもとにしたものであり、令和6年2月9日に一部改正された「行政文書の管理に関するガイドライン」²の新旧バージョンを比較して説明しつつ、問題の所在や一部改正に至るまでの経緯、これからの展望について報告された。

本報告の中で、「平成28年熊本地震関連行政文書ファイル等」の移管・廃棄の状況が示され、いかに多くのファイル等が廃棄となっているのか理解することができた。また、移管となったファイルの約7割を占める防衛省が作成したファイル中の「災害派遣行動命令」などからは、実際に派遣された自衛隊がどのような行動をしたのか、必ずしも明らかにならないとのことである。しかし、一部改正されたガイドラインでは国の移管基準に、「激甚災害」の語が明記され、問題点の解決に向けて大きく前進したことは確かであると考えられる。「非常時」においてファイル等が大量に作成されることは、記録保存の観点からみても「非常」のことであるが、その時に備えるためには、過去の事例の丁寧な検証が重要であると認識させられた報告であった。

2. 五月女賢司氏報告

次に、大阪国際大学に勤務されている五月女賢司氏の報告「「非常時」における記録保存を考える—博物館のコロナ資料を中心に—」について述べる。五月女氏は、前職である吹田市立博物館学芸員時代に見舞われたコロナ禍と、それに関連する資料の収集・保管の意義について報告された。

本報告は、最近改正された博物館法から、博物館がどのように価値の創出と発信をしていくべきかというテーマからスタートした。その上で、地域に密着する博物館がいかに地域のコロナ資料を収集・保管し、それを活用していくのかという、「非常時」における博物館のあり方を考えさせられる内容であった。

「コロナ資料」と一口に言ってもその種類は多岐に渡り、それぞれ保管方法や活用のための取り組みには、少なからず課題があるように思われる。しかしながら、まずは地域博物館が率先的に保管に向けて動き出すことが重要であると実感させられる報告内容であった。

私事であるが、筆者は吹田市立博物館会計年度任用職員として五月女氏のもとで勤務した経験がある。報告を聴きながらその時のことを懐かしく思いつつ、現在も同館で勤務する身としてコロナ資料を未来に残していく意義を再認識し、身が引き締まる思いであった。そして、「モノ」だけではなくそれをなぜ残すのかという「意義」自体も後世に継承していくことが、コロナ資料を真に価値のあるものにする要素であると考えた。

以上、桜井氏・五月女氏の発表内容に触れつつ、若干の感想を述べた。まさに「MLA」の「M」と「A」が保管する資料についての報告を聴くことができたわけだが、これらの資料はあり方が異なりつつも、根本的なところでは共通する点も少なくないのではないかと思った次第である。特に、「非常時」に焦点

¹ 桜井英里「国の自然災害関連文書の移管基準について—「大震災」に次ぐレベルの災害を中心に—」『記録と史料』第33号、24—43頁。

² 「行政文書の管理に関するガイドライン」（令和6年2月9日内閣総理大臣決定）
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kanri-gl.pdf>（内閣府HP、2024年7月5日閲覧）

をあてて考えたとき、突然訪れる危機に際して、どのような資料を、どのように残していくのか思考した上で、後世がその危機を検証するためのものになる点は共通している。また、「非常時」に関連するファイル等や資料が急増したとき、それを受け入れて活用していく体制の構築こそ「平時」になすべきことであると考えられる。実務者としてその対応にあたってきた桜井氏・五月女氏の報告は、それを喚起する内容であったようにも思う。人々の記憶を風化させないことが公文書館や博物館の使命であり、社会における役割である。これは、実務者となることを目指す身として、必ず意識しなければならないことだと気付かされた。

要領を得ない参加記となってしまったが、両報告ともに「非常時」における公文書館や博物館のあり方を考える上で、きわめて示唆に富むものであった。近畿部会の益々のご発展を祈念するとともに、このような有益な学びの機会を得られたことに感謝申し上げます。